

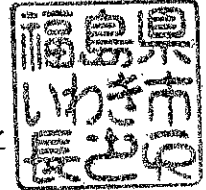
いわき市告示第161号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次の者から産業廃棄物処理施設設置許可申請がありましたので、法第15条第4項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び環境影響調査書を縦覧します。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定に基づき、いわき市長に生活環境の保全上の見地からの意見書（当該意見のほか提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を記載したもの）を提出することができます。

令和7年9月10日

いわき市長
内田 広之



- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三山クリーン株式会社 代表取締役 松尾 幸治
福島県いわき市常磐藤原町別所33番地の1
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福島県いわき市常磐藤原町斑堂136番3の一部
福島県いわき市常磐藤原町兎沢1番1の一部
- 3 産業廃棄物処理施設の種類及び処理能力
 - (1) 管理型最終処分場
 - (2) 埋立地面積 6, 115 m²
埋立容量 53, 380 m³
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に掲げるもの 以上14種類
これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。
- 5 申請年月日
令和7年9月4日
- 6 縦覧場所
 - (1) いわき市平字梅本21番地 いわき市役所本庁舎8階 生活環境部廃棄物対策課
 - (2) いわき市常磐湯本町吹谷76番地の1 いわき市常磐支所
- 7 その他
 - (1) 縦覧期間
令和7年9月10日から令和7年10月14日まで（休日・祝日を除く。）
 - (2) 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
 - (3) 意見書の提出期限
令和7年10月28日まで（休日・祝日を除く。）
 - (4) 意見書の提出先
970-8686 いわき市平字梅本21番地 いわき市生活環境部廃棄物対策課